

## 10月17日～23日は「行政相談週間」です

総務省では、行政相談制度を理解し気軽に利用していただくため、令和4年度は10月17日(月)～23日(日)までを「行政相談週間」と決めました。

町では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、日ごろ抱えているみなさんの困りごとをお聴きしその解決に努めます。相談は無料で、秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

なお、ご来場の際はマスクの着用等のご協力をお願いします。

### 特設行政相談所

**と き** 10月12日(水)  
午後1時30分～4時

**と ころ** 文化会館

**相談委員** 佐久間和夫氏(木戸台)  
林 公子氏(木戸)

**相談時間** 1人あたり30分以内

**問**総務課秘書広報班 ☎84-1211

## 男女共同参画意識調査へのご協力をお願いします

町内にお住まいの16歳以上の町民のみなさんの中から2,000人(コンピューター処理による無作為抽出)に、男女共同参画についての意識調査票を送付します。

町民のみなさんの男女共同参画に関するお考えやご意見をうかがい、基本計画に掲げた目標の達成状況を確認し、今後の計画づくりに活用しますので、ぜひご協力をお願いします。



**問**企画空港課企画政策班 ☎84-1279

## 地域安全ニュース

### 『電話de詐欺』被害防止強化月間 有料サイト利用料を請求する詐欺に注意!!

電子メール等で有料サイトの利用料や解約料を請求し、現金や電子マネーをだまし取る詐欺に注意しましょう。次のような手口で、犯人はお金を請求してきます。

#### アダルトサイトの運営業者を名乗る者からの電子メール

「アダルトサイト利用料の延滞金があります。至急電話をください。」と、メールに記載された電話番号に連絡すると、「〇月〇日からサイトを閲覧した利用料が未払いで、支払わなければ訴訟の準備をします。電子マネーで支払えますから、今からコンビニで〇万円分の電子マネーのカードを購入してください。」と指示された。

このような指示に従い、購入した電子マネーのカードのスクラッチ部の番号を教えてしまうと、犯人は番号をインターネットで登録し、購入代金をだまし取ります。

身に覚えのない請求に対して支払う義務はありません。このような電子メール等は無視し、不用意に電話をして個人情報を教えないようにしましょう。

また、このような不審な電話が来た場合はご相談ください。

**問**電話de詐欺相談専用ダイヤル ☎0120-494-506  
山武警察署生活安全課 ☎0475-82-0110(代表)

## 消費生活なび NO.148

### SNSで知り合った相手に、 出会い系サイトに誘われて 高額な料金を請求された!

SNSで知り合った相手と連絡を取り合っていたところ、「別のサイトでやりとりをしよう」と言われ出会い系サイトに誘われた。すると「個人情報を交換するためには会員登録料を支払う必要がある」と言われ、高額な料金を請求されるケースがあります。

SNSは便利なコミュニケーションツールである一方、出会い系サイトの高額請求やインターネットを通じた電子書籍の高額契約など、知り合った相手からの誘いがきっかけで起こる消費者トラブルがみられます。一度お金を支払ってしまうと返金は簡単ではありません。不審な点があればきっぱりと断りましょう。

**問**消費生活相談室 ☎84-1233  
(毎週火曜日午前10時～午後4時)